

令和6年度大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）企画提案公募にかかる質問と回答

No	項目	質問	回答
1	訓練共通	様式第A-1号 企画提案書における受託希望枝番について、1科目（コース）につき、採択されるのは1枝番だけと考えていいのか。（当校では委託訓練で使用できる教室が1教室であり、複数採択になると受託することが困難である）	知識等習得コース及び企業実習付コースについては、枝番ごとに事業者を選定するため、複数の枝番の提案及び受託が可能である。審査結果によっては様式第A-1号の項目7に記載された受託上限枝番数の数だけ受託することも可能である。ご質問の理由により1枝番のみの受託を希望する場合でも、複数の枝番で提案することは可能としているが、様式第A-1号「7受託上限枝番数」は「1」とすること。
2	訓練共通	様式第C-3号は、複数校の提案でない場合は提出不要か。	1校のみで提案する場合も、様式第C-3号の余白に「該当なし」を記載して提出すること。
3	訓練共通	就職支援体制に関して、訓練施設内にキャリアコンサルティング担当者（週5日勤務が可能且つキャリアコンサルタント等の有資格者）が常駐していない場合、審査において加点にならないだけでなく、本公募参加資格そのものも無くなってしまふのか。	企画提案にあたっては、キャリアコンサルタント等の有資格者を、就職支援責任者又は就職支援担当者のうち1人以上配置することが必要である。就職支援責任者の場合は訓練実施期間中の半分以上を訓練実施施設に駐在している必要がある。就職支援担当者の場合は訓練施設に週5日以上勤務する必要がある（※知識等習得コース及び企業実習付コースを提案する場合のみ）。
4	訓練共通	チェックリストP13の「就職支援責任者」「就職支援担当者」の項目において、要件が確認できる書類キャリアコンサルティング担当者の要件が確認できる書類の添付が必要とあるが、資格要件の保持者が退職したため、別の者が開講日までに職業訓練指導員の講習を受講予定である。提案書提出時には、まだ資格要件がないが、企画提案は可能か。	企画提案にあたっては、訓練開講までに資格を取得することを条件として提案を認める。なお、様式第B-4号の記載にあたっては、キャリアコンサルタント担当者の要件を満たす資格の有無の項目は「無」とした上で、その右横に取得予定時期を記載すること。
5	訓練共通	デジタル分野（R01～R10）以外の全ての訓練コースにおいて、基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムを1科目以上設定することとなったが、具体例についてご教示いただきたい。	訓練において必ずしもPC等の操作を求めるものではなく、訓練分野の特性に応じて、想定される就職先の業務上必要とされる電子機器等の操作を訓練において習得することもさしつかえない。なお、デジタルリテラシーの標準的内容については公募要領P17に記載しているので参考にいただきたい。
6	訓練共通	様式第A-6号（講師名簿）の「担当講師実務年数」の記載欄に、説明会時では「実務年数がない場合は「0」と記載してください」との説明があったが、記載例では「-」が記載されています。どちらを入力したらいいのか。	様式第A-6号の記載例のとおり、実務経験年数の該当がない場合は「-」を記載すること。

No	項目	質問	回答
7	訓練共通	チェックリストP3⑩には「※教材毎に1から順に番号を振ること」と記載があるが、様式第A-7号には番号を記載するところがない。添付書類のみ番号を連番で記載するというのでよいか。	教材毎に番号を振る必要はない。チェックリストの注釈は削除する。(令和5年10月17日ホームページ修正済)
8	訓練共通	様式第A-10号、第A-11号のA列が印刷範囲に含まれているが、必要か。	印刷は必要ない。
9	訓練共通	様式第C-1号の「書類送付先」は今回の申請結果の送付先ということか。申請者の住所と違っていいのか。	お見込のとおり。申請者の住所と相違しても差し支えない。
10	知識等習得コース	仕様書R-11の12にデジタル職場実習の実施の記載があるが、科目番号R01～R10に職場実習の設定は必須か。	任意である。
11	知識等習得コース	仕様書R-11の12(2)に「デジタル職場実習の期間は2週間以上1か月未満とすること」との記載があるが、1か月未満は日数で考えるのか。日数の場合1か月の日数は何日と考えるのか。	実習開始日を起算日として、起算日の応答する日の前日を1か月とする。従って、1か月未満は起算日の応答する日の前々日となる。
12	知識等習得コース	自由提案の様式Aの共通シートの科目名の記載は、「デジタル人材育成科」でいいのか。チェックリストP3には「自由提案の科目については科目名を事業者が記入」と記載されているが、どのように記載するのが正しいのか。	様式Aの記載において、自由提案科目の科目名は事業者が考案した科目名を記載すること。
13	知識等習得コース	様式Aに科目名を記載するにあたって、科目名の後ろに「(〇か月)」の記載は必要ないか。	科目名の後ろに「(〇か月)」と記載すること。
14	知識等習得コース	科目番号R01～R10のデジタル訓練の資格取得は必須か、それとも任意設定か。	任意である。
15	知識等習得コース及び企業実習付コース	仕様書R-9の9(3)に「受講指示者の認定日及び支援指示者の指定来所日は、大阪府が大阪労働局と協議の上、指定する。」とあるが、それぞれの定められた日程が大阪府より、連絡があるとの解釈でよろしいか。	受講指示者の認定日及び支援指示者の指定来所日については、本公募でお示している大阪府ホームページ掲載の「令和6年度大阪府委託訓練日程表」に記載のとおり。 (URL) <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/538/00460258/01_R6_schedule.pdf">https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/538/00460258/01_R6_schedule.pdf</a>
16	長期高度人材育成コース	公募要領P4(24)に記載されている就職率の算定式にある文言の意味するところについて、中退して「介護職」として就職している学生のことなのか、中退して「何の仕事でも構わないが就職した」学生を意味するのか。	就職率の算定において、就職する仕事の業種は問わない。

No	項 目	質 問	回 答
17	長期高度人材育成コース	<p>公募要領P4（24）に記載されている就職率の算定式において、直近1年の就職率80%または直近1年の就職率と直近2年の就職率の平均を計算することになっているが、長い休学期間があった後に中退して就職した場合、どの年度に含めるべきか。「中退した年」の数として算定すべきか。「入学年度」の数として算定すべきなのか。</p>	<p>当該事案については、中退して就職した年度の数として算定すること。</p>